

学校法人平安女学院 一般事業主行動計画

2021年4月1日 策定

学校法人平安女学院は、次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

〔対 策〕

- ①育児休業規程および介護休業規程で、中抜け取得を認める。
- ②制度の周知を図る。

【目標2】男性の子育て目的の休暇の取得促進

〔対 策〕

- ①男性教職員が育児休業を取得する場合、産後8週間以内の期間と、その後の2回取得可能なことを周知。
- ②短時間勤務制度、看護休暇制度の周知

【目標3】年次有給休暇の取得の促進をはかる。

〔対 策〕

- ①年次有給休暇取得推奨期間等を設定し、取得しやすい環境づくりに努める。
- ②年次有給休暇の計画的な取得を促進する。

以 上